

令和4年度 第8回美郷町教育委員会議事録

日 時 令和4年11月7日(月)

15時50分～17時00分

場 所 役場本庁舎3F 会議室

〈出席者〉 阿川教育長、大草委員、梅原委員、岡先委員
漆谷教育課長、岩谷課長補佐

〈欠席者〉 児島委員

〈議 題〉 ○職務代理者の任命 大草智子委員
1, 美郷町子ども未来応援金支給要綱について
【趣旨については承認 要綱の内容については次回で確認】

教育課長 それでは、第8回美郷町教育委員会をはじめさせていただきます。
教育長からごあいさつをお願いいたします。

教育長 皆さんこんにちは。まず初めに、難波委員さんの任期満了に伴いまして、岡先新委員さん、先ほど任命式がございまして、本当は任期は6日からですが、今日から実際の勤めの方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

教育長 会議録署名委員さんは大草委員さんと梅原委員さんでお願いします。会期は今日1日でよろしいでしょうか。(了承) 会議録いかがでしたでしょうか。

(特になし)

教育長 それでは教育長職務代理者の任命についてですが、大草委員さんに職務代理者を任命したいと思います。

大草委員 至らぬ点もあるかと思いますが、協力してください。よろしくお願いいたします。

教育長 それでは教育長諸報告ですが、大きなことはございません。今朝ほど町の校長会より、町長・副町長・会計課長あてに、校長会の要望活動が行われました。たくさんの項目がございしますが、特に校務支援システムと地域部活動云々の所はさておいて、これまでの所でも町の方で十分支援されているという状況ですので、新たなものはありませんでした。町長も給付金のこととか、バリとの30周年に協力してほしいという話をされました。

それから、交通事故防止運動等。11月は「高齢者」がテーマとなるんですが、島根県の交通死亡事故のほとんどが65歳以上です。無理な横断とかいろいろな原因があるわけですが、先生もスピード違反で捕ま

ったりとか、接触事故もありまして、改めて注意喚起をしました。アルコール感知器の使用は義務付けられるということで、各校に配備されていて、出張に行く前と帰ってから検査しなければならないということです。先日も出雲で飲んで休憩して・・・という事件がありました。そういう時代ですし、当たり前のことになっています。

今朝ほど健康福祉課の保健師さんが持ってきた資料で、産婦人科オンラインというのがあり、成人女性だけでなく未成年も対象であるとのことでした。

親族による虐待、性虐待とかああいうのがクローズアップされてきて、性教育が見直されてきているという話もあります。学校教育以外のこのような所からも相談に乗っていただけるというのは、大変いいことだと思います。親にも言えないことなんて、いっぱいあると思うんですけども。

大草委員 男も女も関係ないんですね。

教育長 L G B Tの問題もあります。制服の問題も、町でもL G B Tに対応した制服を検討中です。具体的にはまだですが、意識の上では考えています。私の方は以上です。ありがとうございました。それでは議題に入ります。「美郷町こども未来応援金支給要綱」について説明をお願いします。

教育課長 まずカラー刷りのチラシをご覧ください。10月31日の臨時議会でも説明されました。新たな給付型の奨学金制度を創設するということです。美郷町ふるさと定住奨学金については今年度で最終ということで、来年度からはこちらの制度が始まります。チラシは速報ということで、現在は制度としてつくりこんでいる途中でして、とりあえず町長のお考えを反映したのがこのチラシということになります。

美郷町の子どもたちの可能性を最大限広げることを目的に、学ぶ意欲を持った高等教育就学者に対し町独自の奨学金「美郷町こども未来応援金」の給付を開始するということです。対象は大学、短大、専門学校、給付額についてはチラシの欄にありますとおり県内の大学・短期大学・専門学校が2万円、県外の国公立大学・短期大学・専門学校が3万円、県外の私立大学の文系学科が4万円、県外の私立大学の理系学科と海外大学が5万円、特別枠ということで、麻布大学については10万円という月額支給設定がされています。

給付の期間ですが、在学期間ということで、大学院も考慮して1年生から6年間、給付の時期につきましては年2回4月と10月。給付資格については美郷町内の中学校を卒業かつ期間内は本人または保護者が継続して美郷町内に在住する方となっております。また、今年度高校卒業される方を対象としますから、既に大学在学中の方は対象となりません。

給付条件につきましては美郷町に対して卒業後にふるさと納税を行うこととなっております。

申請の方法は美郷町公式LINEからの電子申請のみという事です。申請時期については12月から募集を開始したいと考えております。町長の構想に見合った形で要綱を作成するということですが、その次が要綱案でございます。先ほどのチラシの中では給付という文言でしたが、こちらの要綱案では支給という文言を使っています。給付にするのか支給にするの

かという点は、この後例規審査にかかりますので、その段階で文言の整理をいたします。それからこの要綱の条文と想定をしている事業の流れとが一致しているかを例規担当と協議をしながら進めてまいります。

L I N Eで申請となっておりますので、でき上がったものがこの案のとおりにならないと思われます。目的や対象者は先ほどご説明した通りですが、第2条の対象者の中で表に出ていない部分でございますけれども、奨学金を受ける者の保護者及び該当世帯に本町の税等の滞納がないことを要件に入れております。ここのところはどうするかという話があったのですが、町長の方からこの文言は入れてほしいという話がありました。

それから支給額から支給期間という所で先ほどの金額が別表で示してございます。基本的には正規の就学期間ということで、例えば留年して卒業に5年かかったから5年分というのではなく、正規の4年分しか対象としないとしております。

申請につきましては、在学証明書又は合格通知書、保護者の住民票、保護者の町税納税証明書を添付することとしております。ただ、住所は住民基本台帳システムで確認ができますので、それはこちらで確認をすることができます。そこは運用の中で別に定めておく必要があるのかなと思います。それから、支給対象者の決定第5条の所です。「応援金の支給の決定を受けた者は、支給対象期間中4月と10月に、第4条第1項第1号の書類により、就学状況を教育長に報告しなければならない」とあります。

この応援金は、4月に大学等に在学しているという証明を出してもらったら、先払いで半年分を一括支給することになります。ですので、例えば、途中でやめたという場合も、返還は不要となります。ただし、10月の段階で、在学証明が取れないので、10月からは支給停止するという形になります。

次のページをご覧ください。そこの第6条は先ほど申し上げました、先払い、4月と10月に半年分を口座振り込みで支給するということです。支給の停止については第7条にあるような「退学したとき」「休学したとき」それから、先ほどの「在学の報告をしないとき」としてしております。届出というところは、当初の申請と異なる状況になったときに届出をしていただきたいということで、その届出様式等も定めておりますが、これも、電子申請でできるようにして欲しいという要望を町長から伺っております。

応援金の返還、第9条ですが、原則お渡ししたものは返さなくていい。ただし、それが「不正に支給を受けた場合」「悪意を持って故意に嘘の申告をしたという場合」には、返還をしていただくということにしております。それとどういったケースが出てくるか。正直ちょっとやってみないとわからないところもありますので、その他教育長が返還するのが適当と認めたときという第2号も付け加えております。

第10条「ふるさと納税の推奨」ということで、「応援金の支給を受けたものは卒業後に美郷町にふるさと納税を行うよう努めなければならない」ふるさと納税は、義務にはできませんので、ふるさと納税に取り組んでくださいということを、ここで努力義務というような形で入れております。

第11条で、「この告示に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定める」ということで、運用面で必要な事柄があれば、その他、実施規程とか、そういった形で細かいところを示す必要があるかと思われます。

もう一つの資料の様式でございますけども、届出の様式を作成はしておりますが、今朝ほどこれを、町長に報告しましたときに、「とにかくペーパーは、作らないように」と指示を受けております。「すべて、インターネット上で完結するように」ということで、ここに様式は上げてはおりますが、要綱の本文の中に入れ込んでいくか、何かする必要があるかなと思います。そのあたりは、例規の担当、それから、実際に電子申請のフォームを作っていくところの担当課といろいろ話をしながら、練っていかないとけないものです。

今回は趣旨としてはこういった内容のものをやらせていただきたいということです。実際には、電子申請に合わせたような形に例規の方も修正をさせていただくようになるかと思います。私からは以上です。

梅原委員 これは全体の金額は決まってるんですか。

教育課長 高校3年生が36名いまして、一般的な大学進学者が7割というところ
です。それに平均3万円の月額でもって、来年度は約960万円を予算化する
予定です。

梅原委員 この制度は島根県で初めてですか。

教育課長 多分全国で初めてじゃないでしょうか。

大草委員 「ふるさと納税を行うこと」って、きっちり謳ってありますよね。要綱
になると「努める」ことになるんでしょ。そうしたら、どういうふうに理
解したらいいのかなと。

教育課長 ふるさと納税に関しては、町長の説明の中でも、「推奨します」という言
い方をしておられまして、実際にこの例規の中で表現するとしたら、「ふる
さと納税を行わなければならない」になると、義務になるわけです。ここ
までなかなか言い切れない。

大草委員 経済状態もあるでしょうから。

岡先委員 速報版では、行うこととしてある。ホームページを見たんですホームペ
ージは行うべきってあるんですよ。まちまちなので、何か統一した方がわ
かりやすいかなと私も皆さんと同じように感じます。

教育長 給付の前提条件と言うことではなくて、この給付条件というとならえ方
が、給付をした後はこうなさいよっていうことですよね。これ難しいで
すね。町長も出世払いという考え方を持っておられるので。でも出世し
たらそれは何百万を期待しておられると思うけどそれが何年先になるのか。
微妙なとこですよ。

大草委員 財源は？

教育課長 ふるさと納税です。

大草委員 いくらくらいあるんですかね。町長さんへの寄付とか。

教育課長 町長に一任という枠と次世代育成に使うという枠を利用するということです。

大草委員 続けばいいですけど。

教育長 そうですね。悪いことに、子どもたちの人数は減っていきますので給付額は下がると思います。子どもたちの人数が減るってことは、ふるさと納税も逆に修正してもらわんとというのものもある。いろんな地域から大人として応援を期待しておられると思います。

大草委員 こういう制度って次から次へと出て。ふるさと定住のも美郷町に住まなかったら返さなきゃいけないし。難しいなと思うんです。思いつきだったら大変だと思うんですけど。

梅原委員 先ほどこちよつと説明あったんですけど、別枠麻布大学だけ10万円ですよ。どうかなと個人的に思ったんですけども。しかし、決まったことでしょうから。

教育長 スタートは麻布大学だったんですよ。町長は前からこれを思っておられたってことですけど。麻布大学への入学、奨学金で10万円ぐらいかかるんでしょうねなんて話をしておったんですけど、町長にはもうこういう構想が前からあったと言っておられました。獣医不足も。島根県自体も特に少ないみたいな。去年は川本で、ここの大学を受けたかったけども断念したっていうのが多かったという話ですけど。ああして麻布大学のフィールドワークセンターもできたりして、獣医だけじゃなくて、食文化の食のところが辺なんかも、これから大事になってきて。ただ金がかかるでしょうというところで、ここは特別に10万円となったようです。

大草委員 大学、実際に希望される学生さんいらっしゃるんですか。

教育長 もうちょっと理数系強くなってもらわんといけないですけどね。今のところあまり聞かないですね。この金額を見て出てくるかもしれない。出てきて欲しいんですけどね。理数系鍛えてここの大学へ行って欲しいな誰か。学部によるんでしょうけど、1,000万円とかそういうレベルじゃないかと思いますけどね。そういうのも、毎月10万円の給付があれば、いいかな。

大草委員 学歴を言ったらおかしいけど、上を目指すというか、それを町長さんは言われとるんでしょうね。

教育長 県全体としても進学率はこれから、どんどん上がるって高校は言ってますね。就職の方もそう悪くないので就職の高校生の求人倍率はどんどん上がる一方じゃないですか。さあどっちを選択するかっていうところでしょう。

うけど。ここの給付がどう影響するかっていうのは、いろんな方向から検証して、面白いかもしれません。今の給付条件のところは、今後、検討事項ということ。

教育課長　まず例規の担当のところで、いろいろ変わってくると思いますし、電子申請でどこまでできるかというところがあります。行政にどっぷりつかった私たちとしてはやっぱり何かこう、本人なり、保護者なりってところの確認っていうのを、署名押印で欲しいんですが、基本的にはその署名押印っていうところ、そういうシステムはもう使わない、基本的にはインターネット上でできるようにということなので。不正が行われないような仕組みをセットした状態で、やってかないと。

そうなるというんな課の知恵をいただきながら、ちゃんと行政の手続きとして、要綱の中できちんと見えるようにしておかないといけないと思われましますので、やり方をもう少し練ってから要綱をという形にならざるをえないのかなと思います。

梅原委員　この分だけこのやり方でとはいかないですよ。他のいろんな申請もありますから。

大草委員　だんだんにはそうなってくんでしょうけど。これ申請書か何か書きたい気持ちになりますよね。

教育課長　そうやって「書きたくなるようなものを作るな」ということです。みんなポチッとしてできるやり方にしていきなさいということですので。LINEで申請できない人がいるかもしれないってことを私たちは考えてしまうんですけど、町長はLINEでできるようにしようと。登録したらすべてができるように持って行って欲しいという話です。

大草委員　支給にするか給付にするかって何かおっしゃった、あれはどうするんですか。

教育課長　そこについては例規の担当と話をして、支給と給付のどちらが正しいのかを検討させてください。

教育長　ではまたのちほど出てきますね。正式なものが。

教育課長　はい。一応、例規審査に上げるのに、この委員会の承認をいただいてからになります。

大草委員　ふるさと納税のところの表現はちょっとね。

教育課長　行わなければならないにした方がいいというご意見ですね。

大草委員　ふるさと納税は今いっぱい集まってるんですか。

教育課長　災害があったときには増えるんですけども。返礼品の人気があるものの

ところで、年末には増えたりします。基本的には900万円を賄えるだけ
はございます。ただやっぱり増やしていかないと。それとあと企業版のふ
るさと納税を増やしていく必要もあります。

教育長 「ふるさと納税を行うこととする」行うことで切る。行うことってやっ
て、いろんな理由からできなくてもそれで訴えるわけではない。

教育課長 例規の担当と協議をいたします。ありがとうございました。

教育長 じゃあとりあえず承認をいただくと、いうところで一応これ、お願いを
します。

議題はこの1件でございますので、次はその他の報告事項に1件、バリ
島アート展と、視察についてお願いします。

教育課長 はい。バリ島アート展は担当がおりますので、PRを。

岩谷補佐 来週金曜日から、みさと館で行います。これは、バリ島在住のポップア
ーティストが来日して、その方の作品を展示するのですが、土曜日
にライブペンディングといってその場で、書く様子を見る、というのを行
います。

あわせて、マス村との交流30年という歴史があるので、町民の中で所蔵
されたものもお借りして、あわせて展示をしたいと思います。あわせて、
購入にまつわる思い出も紹介できたらいいかなと思っております。今お借
りしたものが、合計80点。全部は、難しいかなと思っているんですけれ
ども、できるだけたくさんものを紹介して、来年は交流30年という節
目になりますので、その足がかりとしたいと思っております。3日間あり
ますので、ご来場いただきたいと思います。

教育長 申込みが必要なんですね。

岩谷補佐 ライブペインティングとトークショーは申し込みが必要でしてQRコー
ドを読み込んで申し込みをしていただくということになっております。先
週確認したら、30人を定員、目標にしているんですけれども、今半分ぐ
らいの申込みでした。

教育長 皆さんお出かけください。視察については？

教育課長 ここ2、3年県外視察ができておりませんが、コミュニティ・スクール
を来年度導入するということで、今いろいろ準備もしております。コミュ
ニティ・スクール導入の準備検討委員会の研修会で講師をしていただきま
した鳥取県南部町の福田教育長さん、この方のお話を教育委員さん方にも
お聞きいただくといいかなと。コミュニティ・スクールの資料ですけ
ど、これがその時にいただいた資料で、すごくたくさんありましてもう何
かこれだけ読むと、コミュニティ・スクールがわかるんじゃないかってい
うぐらい、詳しく詳しく書いてあります。福田教育長さんは文部科学省の
コミュニティ・スクール推進のマイスターということで、文部科学省のそ

もそのコミュニティ・スクールのねらい、何を目指して、何を求めてコミュニティ・スクールを導入するかっていうところから、導入する側、教育委員会がしっかり腹に入れて、決意、覚悟っていうところが必要ですよというお話をされました。また改めてそのところを、研修をして、しっかり理解した上で、来年度、導入に持っていきたいと考えております。

それで、福田教育長さんのご予定で、あとこちらの方もちょっと議会の時期を外させていただいて、12月15日、16日っていうところは、南部町の方で対応していただけるということです。委員さん方のご予定で、いかがでしょうか。何か、ちょっとここは難しいというお話があればまた別途、調整をいたします。

(委員が同意)

教育課長 一応15日午後対応いただけるということですので、そうすると15日、ここを午前出発して、午後にお話を伺う。それで、向こうの学校もお願いすれば見せていただけるということですので、その辺もちょっと日程に組み入れさせていただけばと思います。

(委員全員同意)

教育課長 それでは12月の15日、16日に南部町で研修という線で。私の方からは以上です。

教育長 次回の会議ですが。視察2日目の16日にどこかで。はい。資料は、これ一つあればいいですね。では第8回教育委員会を終わります。ありがとうございました。